

野田市告示第161号

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第4条の規定により、普通財産を無償で貸し付けるため、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例施行規則第4条の規定により、貸し付ける相手方の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、貸し付ける普通財産の内容並びに貸付けの期間を次のとおり告示する。

令和7年6月30日

野田市長 鈴木 有

普通財産の無償貸付けについて

相手方	普通財産の内容		期間	用途
	所在地	地積		
野田市二ツ塚430-44 野田梅郷自治会 会長 上西 唯夫	野田市二ツ塚字殿谷 430番44	1358.59 m ²	令和7年7月1 日から令和27 年6月30日	自治会館敷地
	野田市二ツ塚字勢至 久保485番1	88.89 m ²		
	野田市二ツ塚字北道 下386番2	129.77 m ²		